

【隠岐合同庁舎】盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

No.	日付	会場	質問	回答
1	R7. 7. 30	隠岐合同庁舎	岩石の定義で「建設廃棄物を石と同等の性状にしたもの」とありますが、これは具体的にはどういったものですか？	例えば、コンクリートを砕いて石と同等の性状にしたものなどがあります。 なお、地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のものが「石」と定義されています。
2			コンクリート舗装とコンクリートの擁壁が設置してある場所に、砕石や再生砂を仮置きする場合、土石の堆積の手続きは必要ですか？	手続きの必要があり、許可の期間は最大5年となります。 なお、「区域指定時に既に行われている工事の届出」に許可の期間はありません。 また、屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積は規制対象外となります。
3			道路に隣接している農地へ土を入れる行為は、手続きが必要となりますか？	窪地や四方に囲まれている場合は、道路天端より標高が高い部分に一定規模以上の盛土等を実施すれば手続きが必要となり、道路天端より標高が低い部分であれば、手続きは不要です。 しかし、道路天端より標高が低い場合でも周辺の土地との標高差により手続きの対象となる場合もあるためご注意ください。【例：一定規模以上の盛土等を実施した土地の標高が背後地よりも高い場合など】
4			一定規模以上の盛土を施工し、そこに安全対策で擁壁を設置した場合、盛土規制法の手続きは必要となりますか？	一定規模以上の盛土等を実施する場合は、手続きが必要となります。 なお、盛土規制法の規制対象工事の場合は、本法に基づき、擁壁等の技術審査を実施することとなります。
5			2 mを超える擁壁の設置を実施する場合は、建築基準法に基づく確認申請が必要となると思いますが、盛土規制法の手続きも必要でしょうか？	盛土規制法の規制対象工事の場合は、手続きが必要です。 なお、盛土規制法に基づく許可を受けなければならない場合の擁壁については、確認申請は不要です。
6			公共工事で盛土規制法に基づく手続きが必要となった場合、受注者が許可や届出の申請を実施することは無いという認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。

【松江合同庁舎】盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

No.	日付	会場	質問	回答
1	R7.8.6	松江合同庁舎	「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」は手続き不要とありますが、付近の定義とはどのようなものですか？	工事現場と一体的に管理できる範囲のこととなります。
2			許可の場合は、標識の掲出が必要とのことですが、届出の場合は、不要という認識で良いですか？	届出の場合も標識の掲出は必要となります。
3			周辺住民への事前周知について、範囲の考え方を教えてください。	例えば、盛土高さに対して2倍の水平距離以内の範囲へ周知していただくこととなります。 なお、周知範囲の考え方については、近々お示しする手引きに記載しておりますので、後日ご確認ください。
4			「都市計画法の開発許可」と「盛土規制法の許可」の両許可の対象となった場合、令和7年10月1日以降に開発許可を受ければ、盛土規制法の許可も受けたものとみなされる（みなし許可）とあるが、この場合の手続き申請窓口、検査の窓口を教えてください。	手続きについては、開発許可窓口で担当 定期の報告や中間検査については、都市計画課 盛土規制スタッフで担当 完了検査については、開発許可窓口担当 となります。
5			小規模な開発であっても、一定規模以上の盛土等を実施する場合は、手続きが必要となり、標識を掲出する必要がありますか？	ご認識のとおりです。
6			盛土規制法の許可を仮に令和7年10月1日に欲しい場合、どうなりますか？	申請を受理するのが、早くても区域指定後の10月1日となり、その後の審査となるため、10月1日の許可は困難ですが、事前協議を受けながら、できるだけ早く処理したいと考えています。
7			中間検査について何日前までに申請するのでしょうか？ また、提出書類はどのようなものが必要でしょうか？	申請については、特定工程完了後4日以内となります。 提出書類については、様式が定めてある申請書と平面図になります。
8			擁壁等を除去する場合、着手する14日までまでに「擁壁等を除去する工事の届出」が必要とあるが、規模の規定はありますか？	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの等が該当します。

【益田合同庁舎】盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

No.	日付	会場	質問	回答
1	R7. 8. 7	益田合同庁舎	小規模な開発であっても、一定規模以上の盛土等を実施する場合は、手続きが必要となりますか？	ご認識のとおりです。
2			林地開発許可を得た場合、盛土規制法に基づくみなし許可となりますか？	盛土規制法に基づくみなし許可とはなりません。
3			規制開始時（令和7年10月1日）に一定規模以上の盛土等に関する工事が工事中である場合、規制開始後、21日以内（令和7年10月22日まで）に「区域指定時に既に行われている工事の届出」が必要となりますが、提出書類はどのようなものが必要でしょうか？ また、仮に規制開始時に一定規模以上の盛土等を工事中で許可の規模を超えていた場合でもこの届出を提出すれば問題ないのでしょうか？	申請書類については、様式が示されている届出書と定期報告が必要な対象規模を超える場合は、位置図と平面図と状況の分かる写真となります。 区域指定時に既に行われている工事の届出については、仮に許可の規模を超えていたとしても、この届出を提出していただければ問題ございません。
4			土地区画整理法に基づく工事は、盛土規制法の手続きとなりますか？	盛土規制法で規定する公共施設用地以外に、一定規模以上の盛土等を実施する場合は、盛土規制法に基づく手続きが必要となります。
5			許可・届出の「盛土又は切土をする土地の面積」の対象規模の計測方法について、盛土等の標高差が1mを一部でも超えた場合、全ての盛土等の面積を対象規模とするのでしょうか？	盛土等の標高差が1mを超えた部分が対象規模として計測してください。
6			民地の田・畑を借地して、資材ヤードとする場合は、盛土規制法に基づく手続きは必要となりますか？	土石の堆積に該当するため、一定規模以上となれば必要になります。
7			全ての手続きについて、個人の地権者が注文者となる場合で、工事施行者が代理で手続きする場合、申請者はどちらになるのでしょうか？	注文者である個人の地権者が申請者となります。

【川本合同庁舎】盛土規制法に関する説明会（県民・事業者向け）

No.	日付	会場	質問	回答
1	R7. 8. 8	川本合同庁舎	島根県の建設発生土の民間受入施設登録が完了したものについても、盛土規制法に基づく手続きは必要となりますか。	一定規模以上の盛土等を実施する場合は、手続きは必要となります。
2			「区域指定時に既に行われている工事の届出」について、提出書類はどのようなものが必要でしょうか？	様式が示されている届出書と定期報告が必要な対象規模を超える場合は、位置図と平面図と状況の分かる写真となります。
3			盛土規制法に関する事前協議の窓口は、島根県都市計画課盛土規制スタッフとなるのでしょうか？ また、各県土整備事務所へ窓口を設けていただきたいのですがいかがでしょうか？	窓口につきましては、ご認識のとおりです。 各県土整備事務所へ窓口を設ける件については、ご要望として承ります。
4			様式や手続きはいつ頃ホームページに公表予定でしょうか？	8月末までにはホームページに掲載したいと考えております。